

## 川崎市立川崎病院救急医療運営委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市立川崎病院救急医療運営委員会（以下「委員会」という。）の設置、運営等に関して、必要な事項を定める。

(設置)

第2条 川崎市立川崎病院長（以下「病院長」という。）の諮問機関として、川崎市立川崎病院における救急医療について調査、検討及び運営を行うことを目的に委員会を設置する。

(所掌事務等)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる所掌事務等を行う。

- (1) 救急医療の充実に関すること。
- (2) 第7条に規定する部会の総轄に関すること。
- (3) 病院長からの諮問事項等に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織の構成等)

第4条 委員会は、委員長、副委員長及び委員（以下「委員長等」という。）をもって組織する。

- 2 委員長及び副委員長は、病院長が選任する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 委員は、診療科部長及び課（科）長が推薦し、病院長が選任した者とする。
- 6 委員会の議案となる事項に関して、診療科部長、課（科）長及びその推薦する者については、当該議案を検討する委員会開催時のみ委員とみなす。

(委員長等の任期)

第5条 委員長等の任期は、任命された日から1年間とする。ただし、後任の委員長等が任命されるまでの間は、引き続き委員長等としての職務を遂行する。

2 補欠の委員長等の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員長等の再任は、妨げない。

(委員会)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 委員会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(部会の設置)

第8条 委員会には、必要な事項を調査検討等するため、部会を設置することができる。

2 委員長は、委員長等の中から部会長を任命する。

(病院長からの指示等)

第9条 委員長は第2条第3号に規定する諮問事項等の結果を病院長に報告し、その指示等を仰ぐものとする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、川崎市立川崎病院事務局において処理する。

(その他必要な事項)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長

が定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。